

平成 18 年 6 月 23 日
関 東 財 務 局

佐野信用金庫に対する行政処分について

- 1 . 佐野信用金庫（本店：栃木県佐野市）については、営業店長による顧客預金等着服事件が長期間にわたり継続し事故金額も多額にのぼっていたことから、不祥事件防止に対する金庫の内部管理態勢の現状等について、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき報告を求めたところ、役職員の法令等遵守に対する意識が希薄であり、営業店における牽制機能や内部監査機能が働いていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
- 2 . このため、本日、同信用金庫に対し、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
 - 役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底
 - 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
 - 本部監査機能の充実・強化
 - 適切な人事管理の実施
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画（具体策及び実施時期並びに明確な体制を明記したものを）を平成 18 年 7 月 21 日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先 関東財務局 宇都宮財務事務所 理財課 電話 028-633-6221 (代表) 関東財務局 理財部 金融監督第 2 課 電話 048-600-1148 (ダイヤル)
--